

初期議會期貴族院の動向

——第一議會の場合——

原 田 敬 一

〔抄録〕

「初期議會」は、藩閥政府と民党の対立の形で語られる。概説だけでなく、研究でも自由党や改進黨などについてその主張や憲法との関わりについて克明に進められたが、貴族院については置き去りにされた。あたかも初期議會に貴族院は存在しないかのようでもある。しかし、貴族院でも審議は同時間数続けられ、政府

との対立という場面もあつた。本稿では、審議過程を綿密に辿り、請願についても貴族院の政治的役割を果たしたものとして位置づけなおした。

キーワード 貴族院、初期議會、請願権。

はじめに

藩閥政府と民党の対立を意味する「初期議會」という歴史用語が成立して久しい。軍備拡張を含めた予算案を提出した政府に対して、「政費節減・民力休養」を掲げる民党が予算削減を決議して、議會は、憲法解釈や議會解散の可否をも含めて、極度の緊張状態に入った。対立は、結局自由党から脱党組が出たことよって、妥協が成立し、政府の歳出予算総額から六五一万円余りを削減することになり、一八九

一年三月二日衆議院を通過した。修正予算案は直ちに貴族院に送られ、審議された。その後の経過を、大津淳一郎は、次のようにまとめている。

衆議院の予算案を議するや、直に之を貴族院に送付せり。へ三日、時に会期既に切迫し、剩す所僅に四日に過ぎず。故に議會は予算案を委員に付托するに際し、其の審査報告の期を同月五日（午前）に限りたりき。予算委員長子爵谷干城等は、此の短日子間に於て、審査を終ふる能はずとし、其の職を辞せんとせしが、

其の許否未定の間に委員会の審査は進行し、副委員長細川潤次郎其の結果を議場に報告せり。而して其の報告は全然衆議院の議決を是認するに在りき。議会の多数は之を容れ、是に於て予算案全部、兩院を通過せり。

（『大日本憲政史』第三卷、五九五―六頁、原書房、一九六九年）

つまり、貴族院に修正予算案が送付された三月三日は、会期終了予定日の三月七日まで四日しか残っていなかった。三月三日午前一〇時四〇分に開会された貴族院本会議は、議事日程を急遽変更し、「予算案審査報告ノ期限ヲ定ムルノ件」を議題とし、五日午後一二時までには審査報告をするように決議した。三日午後一時二〇分に開会された予算委員会は、同日午後と四日いっぱい審査にあて、五日午前には審査終了、予算案を決議し、五日午後から六日にかけて貴族院本会議で審議され、六日午後八時半頃決議に至った。委員会・本会議ともに一日半の時間しかかけずに、議会が関与した最初の予算案は成立したのである。先の大津の記述は、「而して予算戦の第一著は、政府党の捷利に歸し、民党の失敗に終りたりき」（同五九六頁）と結ばれている。民党の決議した大幅削減を含む修正予算案が認められず、政府の同意を得た小幅削減の修正予算案となり、貴族院も合計三日間でそれを認めて、政府を援護した。「予算戦」だけでなく、議会のあり方も含めて、民党は敗北したのである。

第一議会の最大の焦点は、歳入と歳出を初めて代議士が審議する予算案であったことは間違いない。帝国議会の開設という出来事は、納税者の代表が、その収支について関与するというヨーロッパ市民革

命以来の命題が、ここアジアでも現実のものとなったことを、はっきりと示していた。しかし、第一回議会で議論になったのは、当然予算案だけではなかった。貴族院の審議も、三月三日から六日にかけての四日間ではなかった。第一回帝国議会は、一八九〇年一月一日から一八九一年三月七日まで、のべ九七日間開かれ、衆議院貴族院ともにその間審議を重ねていた。ここでは、予算案以上の問題はなかったのだろうか。また、政府と民党Ⅱ衆議院にのみ焦点があたって、貴族院がおそえ者になっている政治史は正常だろうか。これらの疑問を検討するのが、本稿の目的である。

貴族院自体の検討は、研究史上少ない。その中で、芝原拓自「帝国憲法体制の発足と貴族院」（遠山茂樹編『近代天皇制の成立——近代天皇制の研究』）岩波書店、一九八七年一月）は、本稿と対象時期を同じくし、学ぶべき労作と考える。芝原氏も、「貴族院の機能と役割の分析は、その（原田注・近代日本の政治史と天皇制国家の性格の究明）不可欠の一翼を占めるべきはずのもの」（三二九頁）だが「貴族院の機能や役割をこれらとの（原田注・衆議院Ⅱ政党と政府Ⅱ文武官僚機構との衝突・妥協や力関係の変遷などを軸とした政治史研究）関係で系統的に追究した成果はほとんど見られない」（三三〇頁）と、慨嘆している。実情は余り変わっていない。芝原論文が登場して二〇年以上たったが、貴族院研究は相変わらずお寒い状況である。芝原論文と本稿の違いも明らかにしておこう。そのような研究上の問題から、まずは第一議会における貴族院の役割を実態的に確認することが第一の目的である。政治史的な動態分析は、続稿としたい。

最も重要な基本資料は、東大出版会刊行の『帝國議會貴族院議事速記録』第一回議會、上下二卷（一九七九年、以下『院速記録』と略す）と、『帝國議會委員會速記録』明治編1、第一―第四回議會（一九八五年、以下『委員會速記録』と略す）である。ただし、『委員會速記録』は、「予算委員會」分しか掲載されておらず、その他の委員會も開催されたが、記録とはなっていない。分析の中心は、『院速記録』を使用した本會議中心とならざるを得ない。委員會速記録の欠如という欠陥は、第三回帝國議會記録まで続き、第四回帝國議會になると若干改善される。いずれも官報別冊をそのまま写真版で印刷したものだから、カタカナ交じり文となっているが、読みやすさの上からひらがな交じり文に修正して、引用する。

一 貴族院の構成について

芝原論文第一章「貴族院の組織と権限をめぐって」が、簡にして要を尽くしているから、それを参考にしつつ、貴族院の構成をまとめておく。

貴族院は、名称からして「貴族」からなると誤解されやすいが、貴族院議員は四種類の選出母体を持っている。第一議會の場合の議員数も表示する。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 皇族、公爵・侯爵（無給） | 四一名（うち皇族一〇名） |
| (2) 伯爵・子爵・男爵（有給） | 一〇四名 |
| (3) 「国家ニ勲勞アリ又ハ學識アル者」から天皇が任命（有給） | 六一名 |

(4) 各府県ごとの多額納税者一五名（有給） 四五名

(1)は、それらの資格取得と同時に貴族院議員たる資格も取得したことになる終身議員である。(2)は、「伯爵」、「子爵・男爵」の集団ごとに選挙し、当選者を天皇が任命する。任期は七年。(3)は、内閣の推薦した候補者を、天皇が任命し、終身議員である。(4)は、その一五名による選挙を行い、一名を天皇が任命し、任期七年である。これらを規定した「貴族院令」（一九〇〇年二月一日公布）は、(3)(4)の勅任議員数の合計が、(1)(2)の有爵議員数を超えないこと、と規定していた（第一条、第七条。これらは、まさに華族制度が「皇室の藩屏」として設けられた特権制度であることを示している。「貴族院議員席次」（『院速記録』一―三頁）は、有栖川宮熾仁親王を筆頭に一〇人の皇族を並び、一番から二―四番までは爵位と叙位順となっている。同じ爵位の場合、叙位順となる。伯爵伊藤博文は従二位であるから、同じ伯爵の井伊直憲（従三位）や大原重朝（正四位）より上に並べられる。爵位を有しない多くの勅撰議員も、まず叙位順に、岩崎弥之助（正四位）から馬場道久（従七位）まで四四人を並び、そのあとに無位無官の三七人が並び、まさに宮中席次と同じく、天皇との距離をもって席次が決められているのである。

有爵議員についてもふれておかねばならない。維新直後の身分「華族」が、五級の爵位による華族制度となったのは、一八八四年のことであった。前述したように、一八八一年の政変を経て、来るべき議會制度設置に備えて、上院を構成する基本の一つとして設けられた。同年七月から一八八七年六月までに、五六七名が受爵した。その内訳は、

公家・大名家 四八四名(八五・三%)

勲功による者 八三名(一四・六%)

であり、後者のいわゆる「勲功華族」は、薩摩二八、長州二三、土佐一〇、肥前六と、八〇・七%にあたる六七名(全体の二一・八%)が薩長土肥で占められていた(芝原三三四頁)。「勲功華族」のうち、大久保利和と木戸孝正の二名は侯爵であるために、自動的に貴族院議員に就任したが、伯爵伊藤博文をはじめとする八一名は、伯爵・子爵・男爵であるために、前記した制度により選挙を行わなければ貴族院議員にはなれない。互選により八一名のうち二七名が貴族院議員になった(枢密顧問官・宮内官などは貴族院議員と兼任できないため、互選されながら辞退した者が数名いる、芝原三三四頁)。

第一議会の有爵議員は一三五名、うち世襲の公爵・侯爵議員三二名、互選による伯爵・子爵・男爵議員一〇四名であった。後者の主力をなしたのが、「勲功華族」二七名である。これらを評して、「参議・省卿クラス(侯伯爵)や高級文武官歴任者(子男爵)からなる勲功ニ新華族こそが、事実上有爵華族層全体の政治的リーダーシップをも掌握しつつあった」と言われる(芝原三三四―三五頁)。

(3)の勅撰議員は、一八九〇年九月から一〇月に六一名が勅任されたが、その構成は

元老院議員・宮中顧問官など歴任者 三二名
 法制局・枢密院・各省の高級官僚歴任者 一五名
 帝国大学総長・教授 六名
 と五二名が官界・学界を代表する官僚系とみなされ、民間から勅任さ

れた九名も殆どが前官吏であり、無位無官は一名のみだった(芝原三三五頁)。

こうした構成ではあるが、出自が政治行動の全てを規定するわけではない。議会制度についてさまざまな意見を持ち、議会審議に参加しているのだから、衆議院における政府と民党の対立を見て、そこにかを考へなかつたわけではない。それが究明される問題の一つであろう。

二 第一議会の経過について

第一議会の貴族院本会議は、次のように開催された。日程と議題を抽出する。

- ① 一八九〇年一月二五日(火) 着席順序、部属分けの抽選
- ② 三〇日(日) 開院式(於…貴族院)
- ③ 二月一日(月) 貴族院規則、全院委員長の選挙等
- ④ 四日(木) 弁護士法案(第一読会)
- ⑤ 六日(土) 度量衡法案(第一読会)
- ⑥ 八日(月) 貴族院規則修正動議と委員選出
- ⑦ 一五日(月) 戸籍法案(第一読会)
- ⑧ 一九日(金) 海関税に関し政府建議案の動議と表決
- ⑨ 二〇日(土) 商法・商法施行条例施行期限法律案(第一読会)
- ⑩ 二二日(月) 同右(第一読会の続き、第二読会、第一

- 三読会
- ⑪ 二三日(火) 弁護士法案(第一読会の続き)
 - ⑫ 二四日(水) 弁護士法案(第二読会)
 - ⑬ 二五日(木) 特別輸出港規則追加案(第一読会)
 - ⑭ 一八九一年 一月 八日(木) 弁護士法案(第二読会の続き)
 - ⑮ 九日(金) 弁護士法案(第二読会の続き)
 - ⑯ 一二日(月) 度量衡法案(第一読会の続き)
 - ⑰ 一三日(火) 度量衡法案(第二読会)
 - ⑱ 一五日(木) 度量衡法案(第二読会の続き)
 - ⑲ 一六日(金) 度量衡法案(第二読会の続き)
 - ⑳ 一七日(土) 度量衡法案(第二読会の続き)
 - ㉑ 二〇日(火) 出火・類焼報告
 - ㉒ 二八日(水) 度量衡法案(第三読会)
 - ㉓ 二九日(木) 戸籍法案(第一読会の続き)
 - ㉔ 三一日(金) 戸籍法案(第一読会の続き)
 - ㉕ 二月 二日(月) 戸籍法案(第二読会)
 - ㉖ 三日(火) 戸籍法案(第二読会の続き)
 - ㉗ 四日(水) 戸籍法案(第二読会の続き)
 - ㉘ 五日(木) 戸籍法案(第二読会の続き)
 - ㉙ 九日(月) 戸籍法案(第三読会)
 - ⑳ 一〇日(火) 貴族院規則第一一六条改正動議
 - ㉑ 一二日(木) 前田謙祐(多額納税者議員)選挙争訟の件
 - ⑳ 一三日(金) 同右(続き)、民法及び商法に関する建議案
 - ㉑ 一四日(土) 請願委員長報告、菓子税則改正の請願
 - ㉒ 一六日(月) 請願委員長報告、陸地測量完成期限に関する建議案
 - ㉓ 一八日(水) 酒造税則改正請願、地租軽減請願、郡区分合の請願
 - ㉔ 一九日(木) 三条実美「葬去」により休会
 - ㉕ 二〇日(金) 酒造税則改正請願、地租軽減請願、郡区分合の請願
 - ㉖ 二一日(土) 請願委員長報告、菓子税則改正請願、千葉県下利根川北岸村落管轄変更請願、
 - ㉗ 二四日(火) 海軍省所管軍艦及び水雷艇並兵器製造費繰越に関する法律案(第一読会)、開墾殖民及警備のため囚徒を北海道に移す請願、明治二二年法律第一二号廃止請願
 - ㉘ 二六日(木) 請願委員長報告、予算案議定細則案
 - ㉙ 二七日(金) 請願委員長報告、予算案議定細則案(続き)、貴族院規則修正案、郡域更生請願
 - ㉚ 二八日(土) 酒造税則第二一条改正請願、酒造税則改正請願、郡区分合請願
 - ㉛ 三月 二日(月) 酒造税則改正請願、郡換請願、静岡

県下四大川治水費を国庫支弁の旧に復するの請願、酒造税則改正請願

- ④④ 三日（火） 予算案審査報告の期限を定むるの件、請願委員長報告、外国に於ける日本婦女保護法議案（第一読会、秘密会）

の請願、滋賀県郡分合の請願、岡山県郡分合の請願、証券印紙規則改正の請願、菓子税則改正請願、郡換の請願、

最後に伊藤博文貴族院議長の演説

- ④⑤ 四日（水） 地租徴収期限改正法律案（第一読会）、政談集會及政社法律案（第一読会）、郡区市債農工業銀行法案議案（第一読会）

- ④⑥ 五日（木） 外国に於ける日本婦女保護法議案（第一読会の続き、秘密会）、保安条例廃止法案（第一読会）、地租条例改正案（第一読会）、版權

法案（第一読会）、蠶種検査法断行の請願、滋賀県郡分合の請願、岡山県郡分合の請願、証券印紙規則改正の請願、菓子税則改正請願、郡換の請願、予算案

政府が提出した法律案や予算案の審議のほか、衆議院の議員提案による法律案の審議、貴族院の議員立法による法律案の審議、各種の請願の審査と議論など、様々な會議が、第一議會から始まっていた。速記録は取るが、公開しない「秘密会」も実施されたが、近年速記録が公開されたので（参議院事務局編『貴族院秘密會議事速記録』財団法人参友會、一九九五年）、内容は判明した。三月三日と五日に開催された秘密会は、政府提出の「外国ニ於ケル日本婦女保護法案」全五条で、売淫を目的とした渡航、勧誘などを禁止するものだった（同書三頁）第一読会を終え、第二読会開会を決議したところまで進んだが、三月七日で閉会となり、審議未了に終わった。

- ④⑦ 六日（金） 予算案（前会の続き）

七日（土） 請願委員長報告、外国に於ける日本婦女保護法議案（第二読会、秘密会）、地租徴収期限改正法律案（第一読会の続き）、保安条例廃止

本會議の討議は、一般に次のように進化した。まず、第一読会が開かれ、議案の提出と委員の選出が行われる。特別委員会の議論を経て、第二読会が開かれて審議討論が行われ、第三読会で採決する。

法案（第一読会）、版權法案（第一読会）、府県制郡制施行期限法律案（第一読会）、地租条例改正法案（第一読会）、米国大博覽會出品に關する予算追加案提出の建議案、蠶種検査法断行

以上の審議過程の特色は、三点あると考えられる。

第一に、最初の議會として、會議規則を制定したこと。一月一日に審議し可決した「貴族院規則」と、二月下旬に審議可決した「予算案議定細則」の二つである。

前者は、開會以前に調査委員が設けられ、全一第二章からなる「貴族院規則」草案が作成された。開會初日の一月一日、「貴族院規則」

草案は伊藤博文議長から提案され、採用された。ただ議員からは議事進行とともに不満が出され、会期末が近い二月一日修正のための委員会が設置されたが、議場混乱の内に不成立となった。

後者は、谷干城が提出したもので、二月二六日提案された。谷は、予算委員が「どれから始めて宜しいか分りませぬから大体の手続きを定めた」と説明して了解を求めた（『院速記録』2、五六三頁）。衆議院で大問題になったのは、政府提出の予算案を、政府の同意なしに削減できるか否か、であった。憲法第六四条は「国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ議會ノ協賛ヲ經ヘシ」とあつて、議會の予算審議権を保障していたが、同時に第六七条で「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」と規定して、皇室費など天皇大権に基づく支出以外に、「法律上政府ノ義務ニ属スル歳出」の削減は、政府の同意が必要としていた。谷らの提案した「予算案議定細則案」は、この問題について、

第十条 議院に於て憲法第六七条に掲載したる歳出の款項を廢除又は削減せんとするときは政府の同意を求むることを議決すへし

第十一条 政府の同意を求むるの議決をなしたるときは議長は文書を以て之を政府に照会すへし

前項の場合に於て政府の同意を求むるものは予算案全部に付其の款項を列記して照会し又は各省所管ことに照会するは議院の決する所に依る

第十二条 前条の場合に於て政府の同意を得たるときは其の款項に付廢除削減の議決をなすへし

第十三条 議院に於て憲法第六七条に掲載したる歳出の款項に付廢除削減を企てざるものと及政府の同意を求めて之を得ざるものは議決するの限にあらす

という四箇条をもつて対応しようとした。いずれも、憲法第六七条の規定を厳密化し、政府の同意権を強化しようとしたものだった。貴族院本會議は、第一〇条から第一二条まではほぼ異論なく賛成多数で成立させたが、第一三条は紛糾した。村田保が、第一三条は憲法第六四条（予算審議権）違反であるから削除を提議すると、三浦安が賛成し、鹿毛信盛も「議決せずと云ふことになれば立法部たる議院は自ら其権限を狭めるもの」（『院速記録』2、五八二頁）と原案を強く批判したが、採決では原案が可決された。これは、「いわゆる「既定費」・「法律費」・「義務費」など憲法第六七条費目にかんする予算審議過程そのものへの行政府の介入の慣行」の成立を意味するものだった（前掲芝原三三九頁）。制度の持つ意味は「行政府の介入」を可能にするものであるが、貴族院でも異論が出ていたことは確認しておきたい。

第二は、いわゆる「議員立法」が、第一議會から、衆議院・貴族院ともに試みられたが、両院の間には取り組みの温度差があった。第一議會の貴族院で議員から提出された法案は、「郡区市債農工業銀行法議案」（発議・子爵海江田信義・子爵由利公正、一八九一年三月二日）のみで、衆議院が「商法・商法施行条例施行期限法律案」、「地租徴収期限改正法律議案」、「政談集會及政社法議案」、「保安条例廢止法案」、

表 請願と処理状況

標題	紹介者	結果（報告日—本会議採択日）
菓子税則全廃（栃木県足利町菓子製造人98名）	菊池二郎	×（1890.12.20）
富国済民（山形県天童平民佐藤伊之吉）	子爵五条為栄	×（1890.12.25）
織物工業の儀（京都府丹後国与謝郡三河内村平民織物業野村治良兵衛外22名）	子爵谷干城	×（1890.12.25）
菓子税則廃止（大阪府平民菓子商238名）	不明	×（1890.12.25）
商法実施延期、実施断行（数通）	不明	○（1890.12.25—不明）
衆議院議員選挙法第12条改正（和歌山県紀伊国日高郡衣奈村平民藤田眞龍外34人）	久保田真吾	×（1891.1.12）
菓子税則改正（大阪市南区松屋町平民牧野善七外1244名）	小畑美稲	○（1891.1.12—1891.2.23）
千葉県下利根川北岸村落管轄変更（千葉県下総国香取郡大須賀村伊能佐藤民治外65名）	不明	○（不明—1891.2.23）
開墾殖民警備の爲囚徒を北海道に移す（岩谷松平）	不明	○（不明—1891.2.23不採択）
明治22年法律第12号廃止（東京府知事蜂須賀茂韶）	不明	○（不明—1891.2.23）
明治22年法律第12号廃止（京都府知事北垣国道）	不明	○（不明—1891.2.23）
富国強兵に関して（東京市麴町区紀尾井町三番地寄留山形県平民筒井明俊）〔第29号〕	西村茂樹	×（1891.2.14）
〔第16号～第27号＝同趣旨〕	不明	○（1891.2.16—1891.2.18,2.20不採択）
地租軽減〔第28号〕（和歌山県東牟婁郡上太田村平民坂地熊市外81名同下太田村平民木本熊市外65名）	不明	○（1891.2.16—1891.2.20不採択）
郡区分合（京都府山城国宇治郡村長四名）〔第30号〕	不明	○（1891.2.26—1891.2.20不採択）
酒造税則第21条改正（香川県高松市平民宮武次平外55名）	不明	○（1891.2.21—1891.2.28）
郡条更正（埼玉県北葛飾郡高野村平民井上精一郎外62名）	不明	○（1891.2.21—1891.2.27）
酒造税則改正（千葉県上総国夷隅郡御宿村久保平民酒造営業人岩瀬司外36名）	不明	○（1891.2.23—1891.2.28不採択）
郡区分合（岐阜県方県郡三箇村村長）	不明	○（1891.2.26—日程終了）
酒造税則改正（岡山県備中国酒造営業人徳田常外6名）	不明	○（1891.2.27—1891.3.2不採択）
郡換（栃木県下野国足利郡富国村平民島田太良吉外37名）	不明	○（1891.2.27—1891.3.2）
静岡県下四大川治水費を国庫支弁の旧に復する（静岡県豊田郡中泉町煤原村組合村長外41名）	不明	○（1891.2.27—1891.3.2）
酒造税則改正（青森県陸奥国三戸郡士族酒造営業人野崎和治外45名）	不明	○（1891.2.27—1891.3.2不採択）
蠶種検査法案断行（不明）〔第45号〕	不明	○（1891.3.3—日程終了）
滋賀県郡分合（不明）〔第46号〕	不明	○（1891.3.3—日程終了）
郡分合法案（岡山県某）〔第47号〕	不明	○（1891.3.3—日程終了）
証券印紙規則中改正（不明）〔第48号〕	不明	○（1891.3.3—日程終了）
菓子税則改正（山口県某）〔第49号〕	不明	○（1891.3.3—日程終了）
郡界（茨城県村長某）〔第50号〕	不明	○（1891.3.3—日程終了）
郡城合併（滋賀県近江国長浜町村長）〔第51号〕	不明	○（1891.3.7—日程終了）
島根鳥取両県合併（島根県松江某）〔第52号〕	不明	○（1891.3.7—日程終了）

（注） 結果欄の○は、請願委員会で、本会議に付して政府に送付すべし、と決議したもの。×は、請願委員会で、本会議に付さない、と決議したもの。

（典拠）『院速記録』各号より。

「地租条例改正案」、「版權法案」と六本を可決して、貴族院に送付したのとは比較にならないほど少ない。貴族院のほうが立法作業を熟知した経験者にとんでいたと思われるが、最初の議会を、保安条例や集会及政社法などいわば悪法改正の好機と捉えた衆議院と、政府の立場をよりよく理解しようとしていた貴族院の違いであろう。

第三は、貴族院にも人民からの請願書が多数届き、それらを逐次審議していること。請願委員長（侯爵峰須賀茂韶）の報告した「請願文書表」が未発見のため、本会議に委員長から報告されたものからしか状況がつかめない。請願委員の三浦安が、会期半ばの二月一〇日に報告したところによれば、一二月六日からこの日までに、請願書は一四九通出たという。委員会の審査を経て、本会議に付すべし、とされたのが二八通、受理せずして却下したのが一九通、未審査が九七通（『院速記録』2、四二四頁）だった。未受理の一九通を除いて一三〇通の請願書を委員会は審査したはずだが、本会議への報告をもとに作成した表「請願と処理状況」では、三分の一強の四一通程度が判明するにとどまる。本会議に付されたものは、請願委員長の報告があったはずだが、いつ報告したのか不明のものも数件見られる。特色は、本会議で採択となったものは、「人民の休戚」に関わるもの、という判断基準があったことである。第一議会では、各地から、税則に対する不満が噴出し、衆議院にも貴族院にもその改正を求める請願が殺到したことが、表から確認できる。焦点は、地租、酒造税則、菓子税則の三つだった。

地租軽減の請願は一件に止まった。しかもこの和歌山県の請願は、

東牟婁郡内の二つの大字のみが重課になっているから修正してほしいという要求であったため、改正は「海内一般」でなければできない（三浦安の発言、一八九二年二月二〇日、『院速記録』2、五二三頁）という正論によって不採択となった。

酒造税則には、四通の請願書が提出された。表に「第16号〜第27号」同趣旨」と書いてあるのは、本会議での委員長報告では明確に示されていないだったので、そう記したのだが、報告の二日後、二月八日に「酒造税則改正の請願」文書と貴族院の「意見書」が本会議に上程され、審議された（『院速記録』2、四九五〜五一〇頁）。請願者は次のように記されている（同四九五頁）。

- 愛媛県伊予国久米郡石井村平民玉乃井弥三郎外十一人
- 同国北宇和郡愛治村平民玉井卓一外十一人
- 同国西宇和郡川之石村平民菊地徳八郎外三十人
- 同国浮穴郡参川村平民菊地政太郎外八人
- 同国宇摩郡土分村平民今村森治外十一人
- 同国北宇和郡明治村平民吉田精三外十二人
- 同国下浮穴郡中山村平民高野清吉外九人
- 同国新居郡西条町平民木村由松外十七人
- 同国伊予郡松前村平民武智良太郎外十四人
- 同国下浮穴郡南吉井村平民東胤温外十一人
- 同国風早郡北条村平民豊田七郎外四十三人
- 同国喜多郡大洲町平民矢野文治外二十八人

いずれも「酒造税則改正の請願」であり、十二通あるから「請願文書

表」の第十六号から第二十七号にあたるものと判断した。請願委員会は、これらを一括して貴族院「意見書」を作成し、本会議にかけたので、本稿でもこれらを一通と考え、検討する。請願委員会作成の貴族院「意見書案」は、現行酒税規則を造石税（二石四円以上六円以下）と免許税を賦課する「過重の負担」と批判し、自家用料酒禁止・検査法の簡便化・西洋模造酒に課税の改正三点は「悉く穏当なり」と認めていた。しかし、本会議では、自家用料酒禁止ないしは課税という改正点に批判が集中し、「他を禁じて自家の利を益す」のは「勝手なる請願」（子爵谷干城、一八九一年二月二〇日、『院速記録』2、五〇九頁）と不採択となった。貴族院では、改正点で合意が成立しなかったが、自由民権運動でも課題になっていた酒税改正を必要と認めたところに、請願権が有利に作用した事例とすることができる。八日後に本会議に付された、千葉県の酒税改正の請願でも、自家用料酒の課税が目的であつたために、本会議では不採択となった。

菓子税則には四通の請願書が提出され、審議された。菓子税則が「厳酷であると云ふ理由に於ては或は採るべき所もあるかと存じます」（委員長蜂須賀茂韶の発言、一八九〇年二月二〇日）が、「全廃」要求を審査するわけには行かない、という判断から、請願委員会は本会議に付さないと結論し、二通を前後して却下したが、「売上高に課税するか如きは到底公平を得難く且奸商の不正を防ぐに途なき」（貴族院意見書案）、『院速記録』2、五三七頁）という理由からの改正は承認した。一通は、日程終了により本会議の議論はなされなかった。

記録的な事項が二つある。

一八九一年一月一九日深夜、漏電により衆議院から出火し、貴族院も類焼したため、一月二〇日からの本会議は、麴町区内山下町にあつた鹿鳴館で開催された（『院速記録』号外、復刻版二八七頁）。

会期中に亡くなったのは四名。国司順正（一八九〇年二月一八日）、柳栖悦（海軍少将、一八九一年一月一五日）、九鬼隆義（子爵、同年一月二四日）、三条実美（公爵、内大臣、一八九一年二月一八日）。辞職したのも四名。柳原前光（伯爵、一八九〇年一月二五日）、神田孝平（一八九一年二月一〇日）、西周（同年二月一七日）、今村和郎（同年三月三日）。

八名の欠員のうち、補欠選挙により会期中に任命されたのは、一人。柳原の跡を襲った伯爵万里小路通房（一八九一年二月五日当選）。

むすびにかえて

議事録をもとにして、何がどのように議論されたのかを確認するのが、本稿の目的であつた。衆議院の議論との関連、主役となつた谷干城や伊藤博文、伊東巳代治、蜂須賀茂韶、三浦安、村田保などにも焦点をあてて続稿を完成させるのが、次の目標となる。

【付記】本稿は、二〇〇〇年度佛敎大学特別研究助成による成果である。

（はらだ けいいち 史学科）
二〇〇〇年十月十八日受理